洪水(土砂災害)に関する避難確保計画

施設名:______

令和____年___月作成

<市	に提出	; >																											
1	計画の	目的			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計画の)報告	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	計画の	適用	範	丑	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	防災体	制	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	情報収	集・	伝	達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
6	避難認	導	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7	避難の	確保	を	図る	た	め	の	施	設	の (整	備		•		•	•	•	•					•	•	•	•	•	8
8	防災教	育及	び	訓練	の	実	施				•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			9
<市	「への拐	出不	要	(別	紙	6	_	1.	及	び	別	紙	6	_	2	を	除	<)	>									
· (別	紙1)	組織	図	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•									•	1 0
(別	紙2)	緊急	····· 連	絡網	1						•					•												•	11
		施設	. —			急	連	絡	先:	_	智 :	表																	1 2
	紙4)					_	_		_	•	•	•																	13
	紙5)					. —		_		智	表																		1 4
	紙6 -					-				_			域	外	ഗ	掣	車	旃	設)								•	1 5
	紙6 -	•	. —.	–			•		_	_	. –	•		•			~-	•	•	•									1 6
	l紙7)												ХЩ.	•	•	•													1 7
()):	J/IV / /	کو دوا	.TA	一人	.0	ויעם	451	· ·	-	נייון																			' '
<自	衛水防	組織	を	設置	ゖ	る	場	合	の	み	作	成		市	^	提	出	>											
0	自衛水	〈防組	織(の業	務	ات	関	क	る	事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(別	紙8)	自衛	水	坊組	織	活	動	要	領		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
(別	表1)	自衛	水	坊組	織	の	編	成	بح	任	務		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 1
(別	表2)	自衛	水	坊組	織	装	備	品	IJ	ス	 			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22

1 計画の目的

この避難確保計画(以下「本計画」という。)は、水防法第15条の3第1項(土砂災害防止法第8条の2第1項)に基づくものであり、当施設付近で洪水(土砂災害)が発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正したときは、水防法第15条の3第 2項(土砂災害防止法)に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

本計画は、当施設に勤務する職員(以下「施設職員」という。)及び施設の利用者又は出入りする全ての者(以下「利用者等」という。)に適用する。

施設の状況

7551X-7-7-7701						
人数						
平	H	休日				
利用者	施設職員	利用者	施設職員			
昼間	昼間	昼間	昼間			
人	人	人	人			
夜間	夜間	夜間	夜間			
人	人	人	人			

建物階数	
想定浸水深(対象河川:川)	
土砂災害の危険性	
自衛水防組織設置の有無	

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。また、_____ 時の時点で、全県下又は_____ に暴風(特別)警報、大雨(特別)警報又は洪水警報のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

4 防災体制

(1) 各班の任務の内容

班名	任務の内容
指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収
	集を行うとともに施設の被害情報などを収集し、指揮班、避難誘
	導班等に必要事項を報告・伝達する。
避難誘導班	市からの避難情報である、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒
	レベル4】避難指示が発令された場合等に、利用者等を安全な場
	所へ避難誘導する。

(2)組織図

別紙1「組織図」のとおり

(3) 防災体制

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意	次のいずれかに該当する場	・洪水予報等の情報収集	情報収集班
体制	合	・台風、大雨情報の収集	
レベル2	・洪水注意報発表		
	・氾濫注意情報発表		
	・台風接近が予想される場		
	合		
	・大雨が予想される場合		
警戒	次のいずれかに該当する場	洪水予報、土砂災害警戒情	情報収集班
体制	合	報等の情報収集	
レベル3	・【警戒レベル3】高齢者等	入院(所)者家族への事前連	
	避難の発令	絡	
	・大雨警報 (土砂災害) 発表	外来診療中止の掲示	
	・洪水警報発表	周辺住民への事前協力依頼	
	・氾濫警戒情報発表	使用する資器材の準備	避難誘導班
		要配慮者の避難誘導	
非常	次のいずれかに該当する場	関係機関等への連絡・通報	情報収集班
体制	合	施設内全体の避難誘導	避難誘導班
レベル4	・【警戒レベル4】避難指示		
	の発令		
	・土砂災害警戒情報発表		
	・氾濫危険情報発表		

- ※ 各体制におけるレベルの概要は次のとおり。
 - ・ レベル2:災害モードへ気持ちを切り替える。気象情報等の収集を行う。

- ・ レベル3:避難場所へ避難する準備を行う。要配慮者の避難誘導を開始する。
- ・ レベル4:施設内全体の避難誘導を開始する。
- ※ 避難誘導等において、地域の支援を得ることができるように、日頃から施設周辺の地域住民とコミュニケーションを取り、協力体制を確保しておく。

5 情報収集・伝達

(1)情報収集

情報収集班は、気象情報や避難指示等の情報について、次に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班、利用者等へ必要事項を報告・伝達する。施設の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市や消防署等へ連絡する。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ
	ラジオ
	気象庁ホームページ
	(https://www.jma.go.jp/jp/warn/)
洪水予報、河川水位情報	テレビ
土砂災害警戒情報	ラジオ
	川の防災情報(国土交通省ホームページ)
	(https://www.river.go.jp/portal/#80)
	気象庁ホームページ
	(https://www.jma.go.jp/jp/flood/)
	緊急速報メール(国管理河川の氾濫危険情報及び
	土砂災害警戒情報)
避難情報	市からの連絡
	市安全安心メール
	防災行政無線(戸別受信機)
	緊急告知FMラジオ
	テレビ
	ラジオ
	市ホームページ
	(https://www.city.agano.niigata.jp/)

停電時は、ラジオや携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これ に備えて、乾電池やバッテリー等を備蓄する。

上表の各種情報に加えて、雨の降り方や施設周辺の水路や道路の状況等を 施設内から確認する。

(2)情報伝達

別紙2「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等を施設内関係者間で共有する。

市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、 情報を整理しておく。

避難する場合は、別紙3「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用

者の保護者や家族に対し、「(避難場所を記載)へ避難します。利用者引き渡しは(避難場所を記載)において行います。利用者の引き渡し開始は(時間を記載)時頃とします。」といった内容を連絡する。

(3) 関係機関緊急連絡先

別紙4「関係機関緊急連絡先」のとおり。

6 避難誘導

(1)避難場所

避難場所は次のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は 危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒 壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図る。その場合に備えて、備蓄物資 を用意する。

ア 立ち退き避難(水平避難)を行う場合

立ち退き避難(水平避難)を行う場合の避難場所①(浸水想定区域外の関連施設)

	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所		m	□徒歩 □車両(台)

立ち退き避難(水平避難)を行う場合の避難場所②(指定緊急避難場所)

	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所		m	□徒歩 □車両(<u></u> 台)

※ 避難場所については、災害の種類や規模によって変更する場合があるため、市からの情報を確認する。

イ 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合

屋内安全確保(垂直避難)を行う場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保		階	

ウ 近隣の安全な場所

立ち退き避難や屋内安全確保が困難な場合は、近隣の安全な場所(場所を記載)に避難する。

(2)避難基準

ア 市からの避難情報に基づく判断

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令があった場合に、避難等を開始する。

イ 自主避難の判断

施設周辺への浸水その他の危険現象を察知した際は、市からの避難情報を待つことなく避難を開始し、直ちに市へも報告する。危険現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報

告する。

(3)避難誘導

施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況を確認し、安全で確実な移動手段であるか検討する。避難誘導に当たっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。別紙5「対応別避難誘導方法一覧表」を参考とする。

ア 避難場所への避難の場合

- ・ 避難場所までの移動は、車両(徒歩)による。
- 施設からの未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

イ 屋内安全確保の場合

- ・ 屋内安全確保は、徒歩等で移動する。
- ・ 施設内の未避難者の有無を点検し、避難完了を確認する。

(4)避難経路

ア 避難場所への避難の場合

・ 経路図は、別紙6-1「避難経路図(浸水想定区域外の関連施設)」 及び別紙6-2「避難経路図(指定緊急避難場所)」のとおり。

イ 屋内安全確保の場合

・ 施設内の避難経路は階段とする。

(5) 避難の実施

避難に当たっては、避難開始することを館内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します。」と、施設職員や利用者等に周知する。

(6) 施設周辺や避難経路の点検

ア 施設周辺の点検

- ・ 施設敷地内の樹木や支障物がないか点検し、支障となるものはあらかじめ取り除いておく。
- ・ 施設内の移動時に支障となるものがないか確認し、支障となるも のは速やかに移動する。

イ 避難経路の点検

・ 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して 移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員で情報を共 有する。

(7)避難場所の見直し

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に 応じて見直す。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する資器材として、次に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

避難確保資器材一覧

	備蓄品						
情報収集・伝達							
避難誘導							
屋内安全確保							
衛生用品							
医薬品							
その他							
浸水を防ぐための対策							
土石	土砂災害に対する避難を確保するための対策						

8 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設管理者は、洪水(土砂災害)の危険性や防災体制に関する事項について、施設職員(新規採用職員を含む。)に対して研修を行う。研修は、訓練と併せて計画することを基本とする。主な内容は次のとおりとする。

- ・ 洪水(土砂災害)の危険性
- 情報収集及び伝達体制
- · 避難判断·誘導
- ・ 本計画の周知

(2)訓練

全職員を対象に、机上訓練を含め洪水(土砂災害)に対する避難確保計画 の内容を把握するために行う。主な内容は次のとおりとする。

- 情報収集及び伝達訓練
- ・ 保護者や家族等への引き渡し訓練
- 施設職員の非常参集訓練
- ・ 避難訓練(要介護度に応じた避難手法、避難方法の確認など)
- (3)訓練の実施時期

訓練は、毎年出水期前に行う。

(4) 計画の作成

別紙7「防災教育及び訓練の年間計画」を毎年____月までに作成する。

(5) 施設関係者以外の協力者の参画

防災教育及び訓練の実施に当たっては、必要に応じて、施設関係者以外の協力者の参画を促す。

組織図

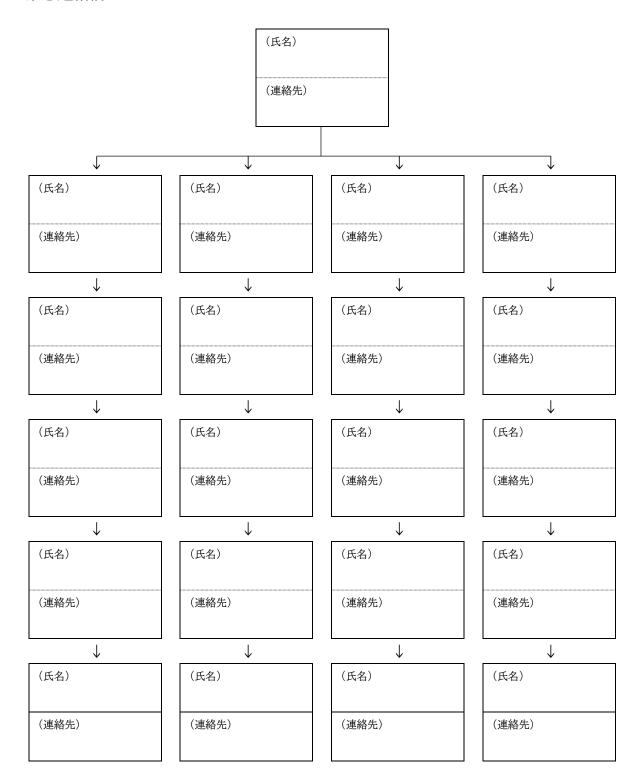
	役職・氏名
施設総括	施設管理者:

	役職・氏名	役割
指揮班	班長:	施設管理者を支援し、各
1月1年/江	班員:	班へ必要な事項を指示す
		る。

	役職・氏名	役割
	班長:	テレビ、ラジオ、インター
	班員:	ネットなどを活用した積
桂北川田桂 田		極的な情報収集を行うと
情報収集班		ともに、施設の被害情報
		などを収集し、指揮班、避
		難誘導班等に必要事項を
		報告・伝達する。

避難誘導班	役職・氏名	役割
	班長:	市からの避難情報であ
	班員:	る、高齢者等避難、避難指
		示が発令された場合等
		に、利用者等を安全な場
		所へ避難誘導する。

緊急連絡網



施設利用者緊急連絡先一覧表

施設利用者			緊急連絡先				144-44
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	備考

関係機関緊急連絡先

機関名	連絡先	備考

対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

●避難場所へ移動

1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.その他

●その他の対応

該当する番号を

記入する。

6.自宅に帰宅 7.自宅へ送る 9.家族へ引き渡し 9.病院に搬送 10.その他

避難経路図		
●避難場所:		
●施設所在地:		

避難経路図	
●避難場所:	
●施設所在地:	

防災教育及び訓練の年間計画

<防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成>(実施予定日:月日) 指揮班、情報収集班、避難誘導班の編成や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映する。)
	
○避難確保計画等の情報の共有	
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	
<施設利用者への防災教育>(実施予定日:月日)	
○洪水(土砂災害)の危険性や避難場所の確認	
○緊急時の対応等に関する保護者や家族への説明 など	
\Box	
<情報伝達訓練>(実施予定日:月日)	
○施設職員の緊急連絡網の試行	
○保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認や情報伝達の試行 など	
	
<保護者への引き渡し訓練>(実施予定日: 月 日)	
○保護者の緊急連絡網の試行	
○連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	
Ţ	
○施設職員の緊急連絡網の試行	
○家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	
○施設職員の緊急連絡網の試行	
○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測 など	
<u></u>	
〜 と	
○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など	
CHORKA DATATION IN CANIDACA A AMBINALIM TO A CONTRACT OF THE C	
〜 姓無4唯7末計 回り 史利 〜 (天)地 アル ロ・ 月 ロ) 避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直す。	

○ 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1)別紙8「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり研修・訓練を実施する。
 - ア 毎年____月に、新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - イ 毎年____月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防 組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練 を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を設置又は変更したときは、水防法第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該事項を市長へ報告する。

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 - (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の 任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
 - (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 - (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - (3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする。)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、 必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在 館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管 理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるもの とする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計 画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 - (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2のとおりとする。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、 必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維 持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の

活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

統括	舌管理	2者()	(代行者)
			役職・	氏名	任務
			班長()	□自衛水防活動の指揮統制、状況
		総括・	班員()	の把握、情報内容の記録
			()	□館内放送等による避難の呼び掛
		情報班	()	け
			()	□洪水予報等の情報の収集
					□関係者及び関係機関との連絡
			役職・	氏名	任務
			班長()	□避難誘導の実施
		避難	班員()	□未避難者、要救助者の確認
		誘導班	()	
			()	
			()	

自衛水防組織装備品リスト

班名	装備品
総括・情報班	
避難誘導班	